

平成23年度高知県公立小・中学校及び高知県立学校

主幹教諭・指導教諭任用候補者選考審査実施要項

1 目 的

この選考審査は、平成23年度の高知県公立小・中学校及び高知県立学校の主幹教諭及び指導教諭任用候補者を選考するための資料を得ることを目的とする。

2 選考審査の対象者

- (1) 高知県内の公立学校又は国立大学法人高知大学の附属学校の教諭
- (2) 高知県内の市町村(学校組合)教育委員会の事務局若しくは教育機関(学校を除く。以下同じ。)又は独立行政法人の教育機関、高知県の出先機関若しくは高知県知事の所管する団体等に勤務する職員
- (3) 高知県教育委員会の事務局又は教育機関に勤務する職員(高知県教育長が教頭に相当する職と認める職に平成23年3月末で通算して2年以上在職する者を除く。)

上記(1)から(3)までの職員で、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)による教諭の普通免許状を有し、平成23年3月末で、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第20条に規定する職(以下「教育に関する職」という。)に5年以上あり、平成23年4月1日現在の年齢が小中学校を受審する者にあつては36歳以上、県立学校を受審する者にあつては41歳以上の者とする。

3 出願手続等

(1) 願書等の提出

選考審査への出願は、小・中学校又は県立学校のいずれか一つに限って出願するものとし、出願に当たっては次の書類を学校長又は所属長に提出するものとする。

ただし、平成22年度任用候補者選考審査(平成21年度実施)に平成21年に出願した者は、同審査の審査結果は2年間有効であり、本年度の出願を要しない。

ア 選考審査願書

イ 自己評価書(本人密封)

(2) 願書等の進達

(1)により願書等の提出を受けた学校長又は所属長は、提出期限までに市町村(学校組合)立学校にあつては市町村(学校組合)教育長を経由し、また、県立学校長及びその他の所属長にあつては直接、高知県教育委員会事務局教育政策課長あて送付するものとする。

(3) 提出期限

平成22年8月13日(金)

4 所見書(評価書)の提出

- (1) 高知県教育長は、選考審査の出願者(平成22年度任用候補者選考審査の出願者を含む。)について、市町村(学校組合)立学校の職員にあつては学校長及び市町村(学校組合)教育長

に、県立学校の職員にあっては学校長に、その他の職員にあっては所属長に、所見書の提出を求める。

(2) 所見書の様式及び提出時期については、別途通知する。

5 選考審査

選考審査は、下記(1)の内容で実施する。

(1) 審査内容

① 筆記審査

(i) 審査日時 : **平成22年9月5日(日)**

9:50~10:20 受付

10:20~10:30 説明

10:30~11:30 筆記審査(法令問題等)

(ii) 審査会場 : ① 高知県教育センター本館

高知市大津乙181

【連絡先】高知県教育委員会事務局教育政策課 TEL 088-821-4568

② 西部教育事務所

四万十市中村山手通19

【連絡先】高知県教育委員会事務局教育政策課 TEL 088-821-4568

(iii) その他 : ① 出題傾向等については、教育政策課のホームページに掲載する。

② 「2 選考審査の対象者」の(3)に示された者のうち、高知県教育委員会の事務局又は教育機関に勤務する職員は、筆記審査に代えて課題論文とする。

② 面接審査

筆記審査を受審した者のうちから筆記審査結果及び所見書等による総合的な選考により面接審査対象者を決定し、当該者を対象に1回の面接審査を実施する。

面接審査日時及び審査会場は、別途通知する。

(2) 審査結果の有効期間

筆記審査及び面接審査の結果は、2年間継続するものとし、有効期間内における当該者の選考については、この審査結果を活用する。

(3) その他

平成22年度任用候補者選考審査(平成21年度実施)に平成21年に出願した者の審査結果は2年間有効であり、当該者については、その審査結果をもって(1)①及び②に代えて選考する。

6 校長による推薦

高知県内の公立学校又は国立大学法人高知大学の附属学校の校長は、「2 選考審査の対象者」に該当する所属職員のうちから選考審査を受審することがふさわしいと考える者について推薦をすることができる。この場合、当該校長は、推薦を行う者が「3 出願手続等」に従って出願するのにあわせて、主幹教諭又は指導教諭の任用候補者推薦書を作成し、「3 出願手続等」(3)の提出期限までに提出すること。